

通勤手当・扶養手当・住居手当の事後確認について

今年も7月1日現在で、上記三手当が支給されている方へ、認定内容に変更がないか事後確認を行います。詳細につきましては6月下旬の職員会議等で事務職員から提案します。

～ 以下のことにご注意ください ～

通勤手当 → 道路の開通等により最短経路が出来たり、通勤方法に変更はありませんか？

住居手当 → 借家に関わる契約内容(家賃額・契約者・家賃支払者・契約期間等)について変更はありませんか？

扶養手当 → 被扶養者について、扶養状況に変化はありませんか？

例) ・ 就職したりアルバイト等で月額108,333円以上の収入ありませんか？

・ 大学等に進学し別居している子に毎月一定額仕送りをしていますか？

※ 各状況により添付していただく書類は異なります。



人間ドックの受診券が届きました!!!

5月中旬に各所属に人間ドックの受診券が届きました。

平成31年度から人間ドックの受診結果を教職員健康診断の受診に代えることが可能となりました!

ただし、受診期間が8月末日までであることなどの要件があります。

健康診断の代替とできる詳細は、亀山市教育委員会からの

亀教学第01-1009号の文書の別紙をご確認ください。

※退教互現職会員の方は、最終的な自己負担額が6,000円以上の場合、会員一人につき年度内一回に限り3,000円の補助を受けられます。

人間ドック電話予約締切
令和元年6月27日(木)

期末勤勉手当支給日6月28日(金)

支給割合(正規職員の場合)

期末手当 1.30月分

勤勉手当 0.925月分

計 2.225月分(削減前)

※但し、給与削減により次の支給割合が引下げられます。削減⇒勤勉手当0.085月/年

※休職や介護休暇・部分休業等がある場合は日数により減ぜられます。

※講師や新規採用者は任用期間によって支給率が異なります。

◆6月分特殊勤務実績簿◆ 6月24日(月)締切

6月に宿泊研修や修学旅行の引率をされた方は引率指導分も忘れずに提出してください。

※締切以降に変更があった場合は速やかに事務職員までお知らせください。

学校事務に関するお問い合わせや相談ごと …… 亀山市学校事務センターまで

専用電話 82-1177 FAX 82-2766